

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月28日
【会社名】	東テク株式会社
【英訳名】	TOTECH CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長尾 克己
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目11番11号
【電話番号】	(03)6632-7000
【事務連絡者氏名】	人事総務本部総務部長 堀之内 智明
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目11番11号
【電話番号】	(03)6632-7000
【事務連絡者氏名】	人事総務本部総務部長 堀之内 智明
【縦覧に供する場所】	東テク株式会社 大阪支店 (大阪市中央区平野町四丁目2番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月24日開催の当社第67回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金122円

配当総額 1,668,449,308円

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることから、定款の一部を変更する。

2. 取締役会議長をあらかじめ取締役会において定めた取締役が務めることのできる体制とするため、定款の一部を変更する。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、草野和幸、長尾克己、金子清貴、小山馨、桑野和博、斎藤政賢、神尾大地、宇佐美敦子の8氏を選任する。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動金銭報酬制度および譲渡制限付株式報酬制度導入の件
年次賞与（業績連動金銭報酬）及び自社株報酬（譲渡制限付株式報酬）を含む役員報酬制度を新たに導入する。

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

取締役及び監査役に対する退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することとし、本総会終結後も引き続き在任する取締役及び監査役に対して、当社の定める基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金の打切り支給を行う。なお、その支給の時期は、各取締役及び各監査役の退任時とし、具体的金額、支給の方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任する。また、退職慰労金の打切り支給の支給対象は、草野和幸、長尾克己、金子清貴、小山馨、桑野和博、斎藤政賢、神尾大地、宇佐美敦子、監査役市川勝、鈴木竹夫、荒田和人の11氏とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	122,598	8	0	(注1)	可決(99.993)
第2号議案	122,596	10	0	(注2)	可決(99.991)
第3号議案					
草野 和幸	120,605	2,001	0	(注3)	可決(98.367)
長尾 克己	120,472	2,134	0	(注3)	可決(98.259)
金子 清貴	122,447	159	0	(注3)	可決(99.870)
小山 馨	122,561	45	0	(注3)	可決(99.963)
桑野 和博	122,561	45	0	(注3)	可決(99.963)
斎藤 政賢	122,562	44	0	(注3)	可決(99.964)
神尾 大地	122,561	45	0	(注3)	可決(99.963)
宇佐美 敦子	122,557	49	0	(注3)	可決(99.960)
第4号議案	122,344	262	0	(注1)	可決(99.786)
第5号議案	98,750	23,856	0	(注1)	可決(80.542)

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

1. 第1号議案、第4号議案及び第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分の集計により各決議事項が可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上